



今月のメニュー

	今月の献立	手作りおやつ
1日(水)	ほうれん草と団子のスープ さわらのアーモンド揚げ おからサラダ	
2日(木)	里芋と大根の味噌汁 ほうれん草とツナの酢和え りんご	チーズホットケーキ
3日(金)	ほうれん草のかき玉汁 エビと野菜のかき揚げ キュウリの昆布和え	
4日(土)	パン 牛乳	
5日(日)		
6日(月)	小松菜のかき玉汁 豚肉チーズロールフライ ひじきと人参のサラダ グレープフルーツ	
7日(火)	キャベツの味噌汁 ジャガイモと挽肉の煮物 ほうれん草とジャコのおひたし パナナ	ジャムサンドクラッカー
8日(水)	レタスマルクスープ レバーバーグの青菜添え りんごとカッターチーズのサラダ	
9日(木)	納豆と野菜の味噌汁 なすの挽肉あんかけ キュウリの昆布和え	きなこおはぎ
10日(金)	カレーライス フルーツヨーグルト	
11日(土)	パン 牛乳	
12日(日)		
13日(月)		
14日(火)	玉葱と里芋の味噌汁 サンマの蒲焼き もやしの和え物 ミニトマト	
15日(水)	えのきと里芋の豆乳汁 レバーの胡麻ソースからめ キュウリの酢の物	蒸しパン
16日(木)	中華風クリームスープ 麻婆豆腐 春雨のマヨネーズサラダ	さつまいもご飯のおにぎり
17日(金)	ほうれん草のかき玉汁 エビと野菜のかき揚げ キュウリの酢の物	
18日(土)	パン 牛乳	
19日(日)		
20日(月)	小松菜のかき玉汁 豚肉チーズロールフライ ひじきと人参のサラダ グレープフルーツ	
21日(火)	キャベツの味噌汁 ジャガイモと挽肉の煮物 ほうれん草とジャコのおひたし パナナ	ミニアメリカンドッグ
22日(水)	レタスマルクスープ レバーバーグの青菜添え りんごとカッターチーズのサラダ	
23日(木)	納豆と野菜の味噌汁 なすの挽肉あんかけ キュウリの昆布和え	玄米フレークスナック
24日(金)	カレーライス フルーツヨーグルト	
25日(土)	パン 牛乳	
26日(日)		
27日(月)	白菜と豆腐のおすまし 豚肉のしょうが焼き ブロccoliとツナの酢和え みかん	
28日(火)	玉葱と里芋の味噌汁 サンマの蒲焼き もやしの和え物 ミニトマト	チーズクリームカナッペ
29日(水)	えのきと里芋の豆乳汁 レバーの胡麻ソースからめ キュウリの酢の物	
30日(木)	お弁当	
31日(金)	ほうれん草のかき玉汁 エビと野菜のかき揚げ キュウリの昆布和え	

こどもの森コラム 2014/10

運動会を間近に控えたこどもの森です。にじ組はリレーで負けたチームが必ず悔し涙を流すくらいに熱い感情が交わされているようです。もも組も無理なく楽しく運動会遊びを楽しんできました。本番ではみんなで子供達を応援して、いい運動会にしていければと思います。保護者の皆さんにも大変お世話になることと思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

さて。

DAYS誌上でも何度か取り上げてきたとおり、来年度から保育所・幼稚園に関わる国の制度が大きく変わります。今月はこのコラムのコーナーも使って、これまでとの変更点、注意点なども含めてご説明させていただきます(文中に出てくる書類は、**継続児あるいはその弟妹の場合は近日中に配布します**。大垣市在住で新規入園の場合は、10月14日～16日(8:30～12:00)の間に当園までお越し頂き、申請手続きを取って頂きます。大垣市外の方については、当園まで直接お問い合わせください)。

【日本全国すべての保育園・幼稚園(一部の例外を除く)に共通すること】

* 保育所・幼稚園に入園する際に「認定」が必要になる *

これまででも状況証明書や証憑類による審査がありましたが、新制度ではそれらに基づいて「必要な保育時間」あるいは「保育形態」の認定を「子供毎に」受けて頂くこととなります(「施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請」といいます)。認定の種類は以下のとおり。

- ①1号認定: 満3歳以上で、幼稚園利用(1日6時間)を希望する場合。親の就労条件なし。
- ②2号標準時間認定: 満3歳以上で、保育園利用(1日11時間)を希望する場合。両親共に1ヶ月120時間以上の就労が必要。
- ③2号短時間認定: 満3歳以上で、保育園利用(1日8時間)を希望する場合。両親共に1ヶ月60時間以上の就労が必要。
- ④3号標準時間認定: 満3歳未満で、以下2号標準時間と同じ。
- ⑤3号短時間認定: 満3歳未満で、以下2号短時間と同じ。

保育料がまだ決まっていますが、1号が最も安く、3号標準時間が最も高くなる予定です。ただし、上限はあくまで現状の保育料になるので、**仮に最高額であったとしても現状より高くなることはありません**し、認定間の金額差も極端なものにはならないと聞いています。また、「同時入園の場合の2人目以降の保育料軽減」や「3人目以降年少まで保育料無償」といった施策は**引き続き実施**されます。

【かみいしづこどもの森に特別なこと】

当園は来年度から「幼保連携型認定こども園」となり、これまでの児童福祉機能に加えて学校教育法に位置づけられる「学校」となります。そのため、移行園に独特の変更や留意点がありますので、よろしく願い致します(全国の移行する園に共通です)。

* 幼稚園利用が可能になります *

来年度以降、「就労予定がない」「就職先を探している」といった、いわゆる**就労していない状態であっても、満3歳以上(大ももの3歳以上)であれば入園・継続が可能**です。現在が2号あるいは3号認定の状態(就労中)であっても**途中で切り替えることができ**、またその逆も可能です。詳しく知りたい方、相談等希望される方は、遠慮無くお問い合わせください。

* 入園・継続の手続きがかみいしづこどもの森との直接契約になります *

従来は市との契約に基づきご利用いただいていたのですが、来年度からは認定の種類に関わらず当園と直接契約した上でのご利用となります。ただし、上記の「保育認定」は大垣市が行い、監督も引き続き市あるいは県となります。保護者の皆さんにとって具体的に大きく変わるのは、毎月ご負担頂く保育料を当園口座に直接振り込みあるいは振り替えて頂くようになる点です。在園児保護者の皆さんについては、再度口座振替手続きのお手間をお願いすることを予めご了承ください。

その他、新しい制度を知ると気になってくるポイント、変わったところがいくつかありますので、トピックスのコーナーでそれらを取り上げたいと思います。

10 Event schedule 行事予定

10月3日(金) 運動会準備

10月4日(土) 秋の運動会(ウッディドームにて)

開会式は8:30から。10時前後に未就園の子供達も参加できるプログラムがあります。ぜひ遊びにきてください。お昼頃には終了予定です。

10月9日(木) 16:10～ 保育新制度保護者向け説明会

来年度からの新制度に基づく保育園(幼保連携型認定こども園)の利用方法や制度そのものについてのご説明をさせていただきます。なお、参加される場合園児は終了時間まで延長保育を実施しますので、職員配置の都合上参加を希望される場合はあらかじめ連絡帳等でお伝えいただけますと幸いです。時間はおよそ30分～40分程度の予定です。未就園や市外の方で参加を希望される場合は、事前にお電話やホームページの問い合わせページからお知らせください。

10月14日(火)～16日(木)

平成27年入園申し込み・継続関連書類受付

在園児保護者の皆さんには事前にご書類をお配りします。未就園児保護者の皆さんについては、8:30～12:00の間にお越しいただき、必要な手続きを取って頂けますようよろしくお願い致します。

10月30日(木) 秋の遠足

ここが変わった新制度 ここが気になる新制度

コラムで書いたとおり、なにかとややこしい新制度ですが、予め気になるであろう点や手続き上変わった点を現段階でわかる範囲でお伝えしたいと思います。

【変わった点・ポイント】

「内職」がすべての年齢において保育を必要とする理由として認められることに

これまで、内職については年少以上でないといふと就労とみなされませんでした。27年度からは入園希望児が0歳でも内職をされていれば入園できます。

* 祖父母の「状況証明書」が不要に *

原則として両親の状況証明書のみ提出でOKとなりました。ただし、生計が祖父母中心の場合は提出を求められる場合があります。

* 保育料算出根拠が住民税のみに *

これにより、外勤の方は源泉徴収票の提出が不要になります。

「家庭で保育ができない理由を知るために必要な書類」は大きな変更なし

健康保険証、給与明細の写し、確定申告書(自営の場合)、農地面積証明書(農業の場合)、その他さまざまな理由における書類は従来通りです。

* 1号認定利用(幼稚園利用・就労の必要なし)は、満3歳から可能*

こどもの森でいう大もも2歳児クラスの年齢で、3歳の誕生日を迎えた翌月から1号認定を受けて入園することが可能です。

【(おそらく)気になる点】

わかりやすいように1人Q&A形式で書きます。

Q: 1号は幼稚園利用だけど、保育内容、クラス等に違いはあるの?

A: ありません。これまで行ってきた「遊びと環境による教育」を、認定の種類に関係なく引き続き行っていきます。

Q: 1号認定の6時間利用だけど、みんなと同じ時間に降園させることは可能?

A: 通常保育は朝8時から16時までで、1号利用の場合は原則2時降園(多くの幼稚園と同じスタイル)となります。ただし、そのまま16時まで預かってほしいといった場合は、延長保育料をお支払い頂くことで対応が可能です。なお、延長保育料には上限を設定し、保育料算出同一階層の2号短時間保育認定(8時間)の保育料を越えないようにしますので、1号と2号短時間との間に不公平は起きないようにする予定です。2号あるいは3号短時間利用(8時間)の方が16時~18時までの間で延長利用された場合の料金も同様です(18時以降の延長保育は従来通りです)。具体的な金額については今後確定します。

Q: 1号認定の場合、夏休みはあるの?

A: 強制的に休まなければならないという意味での夏休みを設定する予定はありませんので、登園していただいて問題ありません。もちろん休んでいただくことにも制限はありません。

Q: 2号の保育園利用だったけど、年度の途中で仕事をやめた場合はどうなるの?

A: 1号認定に切り替えてそのまま継続していただけます。

Q: 大垣市在住でなくても入園はできる?

A: 保育所利用(2号・3号)の場合は、大垣市内で就労されていれば可能です。幼稚園利用(1号)の場合は、お住まいの自治体から1号認定を受けた上で当園にお申し込みいただければOKですが、自治体によって対応方針が変わる可能性がありますので、確認が必要です。

Q: バスの運行は?

A: 従来通り朝は8時15分発、夕は16時発です。この時間に合わせて頂ける限りはどなたでもバスを利用できます。ただし、上石津地域外在住の方はご相談ください。

Q: もっと詳しく知りたいのだけど…

A: 10月9日 木曜日 16:10より、当園ホールにて「保育新制度保護者向け説明会」を開催致します。標準時間と短時間の違いがよくわからない、1号認定による幼稚園利用に興味がある…など、改めての説明を聞きたい方がいらっしゃればぜひご参加ください。おおよそ30分~40分程度になるかと思われます。